さいたま市バリアフリー専門部会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市のバリアフリー推進に関し、専門的見地からの意見の聴取及び総合的な検討を行うため、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則(平成16年さいたま市規則第84号。以下「規則」という。)第15条第1項の規定により、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(平成16年さいたま市条例第22号。以下「条例」という。)第30条第1項により設置されるさいたま市福祉のまちづくり推進協議会の部会として、さいたま市バリアフリー専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) バリアフリー基本構想の策定および進行管理に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、条例第30条第4項に規定する委員及び規則第13条第2項 に規定する臨時委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、条例第30条第5項に規定する委員の任期及び規則第 13条第3項に規定する臨時委員の任期と同一の期間とする。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

- 第5条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、 その職務を代理する。

4 部会長及び副部会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ 部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で可 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、さいたま市福祉のまちづくり推進協議会の報酬と同額とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、都市局都市計画部交通政策課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部 会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。